

■保険契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

- 賃貸住宅入居者総合保険の保険期間は2年です。
- 賃貸物件が住居用であることをご確認ください(店舗・事務所併用住宅は本商品では取扱いできません)。
- この商品は地震・噴火・津波・水災・放射能汚染等による損害を一切担保いたしておりません。
- 当社の保険は保険契約者保護機構の対象ではありません。
- このパンフレットは賃貸住宅入居者総合保険の概要を説明したものです。
この商品のご契約に際しては、補償内容・条件等を十分にご確認ください。
詳しい内容については、ご契約時にご案内する「ご契約のしおり(重要事項説明書・普通保険約款・特約条項)」を必ずご確認ください、ご不明な点がある場合は取扱代理店までお問い合わせください。

■保険契約のお申込み手続きについて

- 当社の保険のお申込みとご相談は代理店がお取扱いいたします。取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行等の代理業務を行っており、取扱代理店との間で有効に成立した保険契約は当社との間で直接契約されたものとなります。
- 当社の商品は、保険業法に定める保険契約引受上の制約(保険金額の制限等)を受けるため、ご契約のお申込みをいただいてもお引き受けできない場合があります。
- ご契約の際に当社取扱代理店がご契約のしおり(重要事項説明書・普通保険約款・特約条項)をご案内し、補償内容、重要事項等をご説明いたします。お申込みの内容をよくご確認ください、所定のお手続きをお願いいたします。
詳しくは下記の取扱代理店にお問い合わせください。

■クーリング・オフ(契約申込みの撤回等)について

ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリング・オフ」といいます)を行うことができます。当社は「申込日」または「保険契約の申込みの撤回等に関する事項が記載された、重要事項説明書の受領日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、郵便または電子メールによりクーリング・オフを受け付けます。詳しくはご契約の際にご案内するご契約のしおりの重要事項説明書をご確認ください。

事故受付センター フリーダイヤル

- 万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!

 **0120-315-755** **受付時間** 24時間365日
[HP] 当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト(マイページ)」でもWeb事故受付を行っております。

解約手続き 専用ダイヤル

- 賃貸物件の退去に伴う保険の解約は、以下の解約手続き専用ダイヤルにご連絡いただくか、二次元コードを読み取り、当社ホームページの「解約のお手続き」よりお手続きください。

 **050-5369-3063** **受付時間** 24時間365日

- 解約手続きご案内のショートメッセージをお送りいたします。

*ログインID:「契約番号」
*パスワード:【個人契約の場合】ご契約者の生年月日(西暦8桁)
【法人契約の場合】ご登録の電話番号(ハイフンなし)
ただし、契約後にお客様が変更された場合は、そのパスワード



当社ホームページ
二次元コード

保険に関する お問合せ 苦情・ご相談の窓口

- ご契約に関するお問合せや苦情・ご相談は下記窓口までご連絡ください。

 **03-3261-2201**

受付時間 10:00~17:00 **受付日** 月曜日から金曜日(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

ご契約内容の ご確認

- インターネットで保険契約内容が確認いただけます。

- 保険契約締結の2日後から、当社ホームページの「保険契約内容のご確認」で、ご契約内容をご確認いただけます。また、「保険契約内容」の印刷も可能です。

<https://www.z-rabby.co.jp/>

*ログインID:「契約番号」
*パスワード:【個人契約の場合】ご契約者の生年月日(西暦8桁)
【法人契約の場合】ご登録の電話番号(ハイフンなし)
ただし、契約後にお客様が変更された場合は、そのパスワード



二次元コードからも
ジャンプできます。

◆お問合せ先(取扱代理店)

◆引受少額短期保険業者

全日ラビー少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第67号
〒102-0093東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館
TEL 03-3261-2201
URL: <https://www.z-rabby.co.jp>

当社は一般社団法人全国不動産協会の100%出資により設立された
全日グループの少額短期保険業者です。

PD02改定03-2412-20M-HB [2024年11月] (改)



全日ラビー少額短期保険株式会社

「全日ラビー住まいの保険」 賃貸住宅入居者総合保険

充実の補償と安心サービスで



万一の時にしっかりサポート!



万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!
24時間365日受付

 **0120-315-755**

当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト
(マイページ)」でもWeb事故受付を行っております。

充実の補償と安心サービスで万一の時にしっかりサポート!

「全日ラビー住まいの保険」(賃貸住宅入居者総合保険)は賃貸住宅にお住まいの方の大切な家財や賠償責任などを補償します。

万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!
24時間365日受付
0120-315-755
当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト
(マイページ)」でもWeb事故受付を行っています。

■保険金のお支払い対象となる事故の例

家財・費用補償

◆損害保険金

火災

失火や隣の部屋の火災の延焼で家財が焼失した



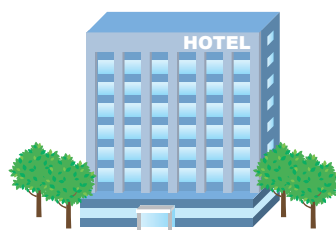
破裂・爆発

ガス器具が爆発して家具や食器が壊れた



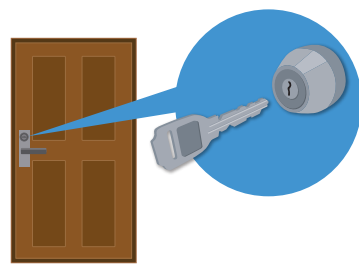
◆臨時宿泊費用保険金

借用戸室が損害を受け、使用できなくなり、ホテル等に泊まった場合の宿泊費用



◆ドアロック交換費用保険金

盗難やいたずら等による破損により、ドアロックを交換した費用



◆残存物片付け費用保険金

借用戸室が損害を受けた時の残存物の後片付けの費用



◆借用住宅修理費用保険金

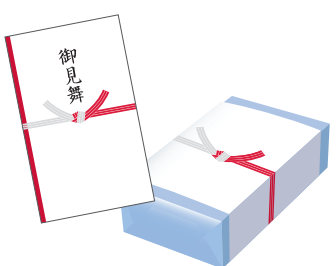
●建物外部に面するガラスのひび割れもしくは熱割れの修理費用 など



●被保険者が借用戸室内で死亡し、借用戸室が汚損等の損害を受けた場合の清掃、修理費用 など

◆失火見舞費用保険金

火災や爆発で他人の所有物に損害を与えた場合のお見舞いの費用



◆特定設備(水道管等)修理費用保険金

●備え付けの洗面台に誤って物を落とし、破損させてしまった場合の修理費用
●借用戸室の専用水道管が凍結により破損した場合の修理費用



落雷

落雷で電子レンジが破損した



風災・ひょう災・衝突

強風による飛来物で窓ガラスが割れて家具が破損した



騒じょう

騒乱や暴徒によって室内が破壊された



盗難

強盗や空き巣に入られて家財や現金が盗難にあった



盗難事故については1事故につき50万円を限度(ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円を限度)

賠償責任補償

◆借家人賠償責任保険金

火災による大家さんへの賠償

調理中の火の不始末で火災を発生させてしまい借用戸室に損害を与えた



爆発による大家さんへの賠償

カセットコンロ使用中、ボンベが爆発し借用戸室に損害を与えた



◆個人賠償責任保険金

漏水事故

洗濯機のホースが外れて水漏れが生じ、階下の他人の家財に損害を与えた



偶然な事故

子供(同居)がマンションのエントランス(共用)でボールを蹴ってガラスを割ってしまった



■保険金のお支払いについて (主な場合を記載しています。詳細は約款、重要事項説明書をご覧ください)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	保険の対象が次のいずれかの事故により損害を受けた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災・雪災 ⑤外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥漏水、放水または溢水による水濡れ ⑦騒じょう等による暴力行為、破壊行為 ⑧盗難による盗取、き損または汚損 ⑨現金、預貯金証書の盗難 ⑩①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等	保険証券もしくはホームページ上に掲載される損害保険金額	<家財・費用補償> 家財・費用補償の全ての保険金共通 ①契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ③契約者または被保険者が運転する自動車またはその積載物の衝突または接触 ④保険の対象が屋外にある間に生じた事故 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質(使用済み燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
	⑧盗難事故については1事故につき50万円を限度(ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円を限度)		
臨時宿泊費用保険金	保険の対象が損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の損害を受けたために臨時に宿泊費用を支払ったとき	実費(1室1泊2万円までかつ14泊まで1事故につき20万円を限度)	
残存物片付け費用保険金	損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の片付けに必要な費用を支出したとき	実費(1事故につき損害保険金の10%を限度)	
失火見舞費用保険金	損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」の①または③の事故により損害保険金が支払われる場合、借用戸室から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、破損または汚損があったとき	1事故につき20万円を限度	借用住宅修理費用保険金 (1)建物の主要構造部、借用住宅居住者の共同に利用されるもの (2)国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (3)保険の対象の欠陥によって生じた損害 (4)保険の対象の自然の損耗もしくは劣化等による損害
ドアロック交換費用保険金	借用戸室の玄関のドアロックがピッキング等による開錠、いたずら等による破損によりドアロック交換費用を支出したとき	実費(1事故につき3万円を限度)	<賠償責任補償> 借家人賠償責任保険金 (1)契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2)被保険者の心神喪失または指図 (3)借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事 (4)上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害 (5)国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (6)借用戸室の自然の損耗もしくは劣化等による損害 (7)借用戸室の欠陥によって生じた損壊 (8)被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
借用住宅修理費用保険金	損害保険金が支払われる事故が発生した場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で借用戸室を修理したとき	実費(1事故につき100万円を限度)	個人賠償責任保険金 (1)契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2)上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害 (3)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (4)被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 (5)被保険者相互間の損害賠償責任 (6)被保険者の心神喪失、指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
	借用住宅内の被保険者死亡により借用戸室が汚損等の損害を受け、修復、清掃、消臭、遺品整理の費用を負担したとき	実費(1事故につき50万円を限度)	
特定設備(水道管等)修理費用保険金	借用戸室内の専用水道管が凍結によって破損、または備え付けの洗面台に物を落として破損させて被保険者が自己の費用でこれを修理したとき	実費(1事故につき10万円を限度、免責1万円、ただし、洗面台は5万円を限度、免責1万円)	
賠償責任補償	火災、破裂または爆発、給排水設備の漏水、放水、溢水等により借用戸室が損壊した場合において、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等約款に定める額(1事故につき借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円を限度、ただし、借家人賠償で、火災、破裂または爆発、給排水設備の漏水、放水、溢水以外の偶然な事故の場合、免責3万円)	
	偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合		

「全日ラビー住まいの保険」(賃貸住宅入居者総合保険) 保険料プラン別 保険金額一覧表

◆保険料プラン一覧表(保険期間2年)

保険料プランの決め方について

- 家財補償の保険金額をお持ちの家財に合わせてお選びください。
- 家財補償の保険金のお支払額は再調達価額が限度となります。

保険料プラン(一括払い)		12,000円 プラン	14,000円 プラン	15,000円 プラン	16,000円 プラン	18,000円 プラン	20,000円 プラン	21,800円 プラン
保 険 金 額	家 財 補 償	165万円	335万円	420万円	505万円	680万円	850万円	1,000万円
	借家人賠償責任補償※	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	個人賠償責任補償※							

- 店舗・事務所併用住宅はお引受けできません。
 - 保険料の払込みは一括払いのみとなります。
 - 家財の再調達価額を超えて保険金額を設定しても、事故時の家財の再調達価額を超えて保険金が支払われることはありません。
また、家財の再調達価額を下回って保険金額を設定したときには、損害に対し十分な補償が受けられない場合があります。
 - 再調達価額:損害が生じた場所および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
 - 費用補償の保険金額は、当社パンフレット・ご契約のしおりに記載された「お支払いする保険金の額」を限度額とします。
 - 同一の保険期間内に発生した事故に対して支払う保険金の通算支払限度額は、家財補償損害保険金および費用保険金を合計して1,000万円となります。
- ※賠償責任補償には、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して次の2つの支払限度があります。
- ◆1事故の支払限度額:1,000万円
 - ◆保険期間内の通算支払限度額:1,000万円